

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業	①燃油価格・物流費の高騰や、漁獲量の減少などにより、水産加工事業者の経営環境は厳しさが増していることから、水産加工原料の仕入れに要する経費の価格上昇分を支援し、水産加工業の振興と経営の安定を図る。 ②支援金及び事務費 ③宮城県の水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業に係る支援金の対象経費から、宮城県支援金額を減じた額の2分の1以内を支援する。 1者あたりの上限額:500千円 【支援金】45,000千円(90事業所×500千円) 【事務費】20千円 【合計】45,020千円 ④宮城県の水産加工業物価高騰対策緊急経営支援事業に係る支援金の対象となった、市内に事業所がある水産加工業者	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高対応子育て応援手当支給(市独自)事業	①物価高の影響が長期化し、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、市独自の物価高対応子育て応援手当を支給するもの。 ②手当及び事務費 ③手当:165,000千円(10,000円×16,500人) 事務費:3,500千円 合計:168,500千円 ④国の物価高対応子育て応援手当の対象となった子育て世帯	R8.4	R8.6
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食費負担軽減事業	①公立保育施設に在籍する3歳以上児に係る給食費(副食費)について、物価高騰を背景に国が示す給食費単価に増額改定を行うことから、保護者の負担軽減を目的として増額分を支援し、栄養バランスや量を保った食事の提供を維持するもの。 ②公立保育施設の賄材料費に充当。なお、職員の給食費には充当しない。 ③◇公立保育施設 (R8年度副食費徴収対象見込み児童数×改定分×12か月) 保育所・こども園2号:376人×400円×12か月=1,804,800円 こども園1号:6人×600円×12か月=43,200円 合計:1,848,000円 ④園児及び保護者	R8.4	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設等食材料費高騰対策事業(私立施設分)	①近年の物価高により食材料費が高騰する中、保育施設事業者や保護者の負担を増やすことなく、従来のとおり栄養バランスや量を保った食事の提供を維持するもの。 ②私立保育施設へ交付する補助金 ③◇私立保育施設 (公立保育所物価高騰見込額(通常予算×16%)÷利用者見込数÷一人当たり単価×私立入所見込数) 10,203,111円÷588名=17,352円≒17,000円 17,000円×1,884名=32,028,000円≒32,000千円 ④保育施設事業者	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費保護者負担軽減事業	①近年の物価高により食材料費が高騰する中、保護者の負担を増やすことなく、従来のとおり質と量の保たれた学校給食の提供を維持するもの。 ②幼稚園及び小中学校給食の賄材料費に充当。なお、教職員の給食費には充当しない。 ③R8一食当たり見込 規則単価 小学校:370円、中学校450円、幼稚園312円 保護者負担額 小学校 0円、中学校400円、幼稚園276円 ※小学校は318円が国支援(給食費負担軽減交付金) 負担軽減額 小学校 52円、中学校 50円、幼稚園36円 ※重点支援交付金を活用予定 【積算根拠】※児童生徒園児のみ 小学校:5,189人×52円×180回(年間食数)≒48,570,000円 中学校:3,040人×50円×175回(年間食数)≒26,600,000円 幼稚園:20人×36円×175回(年間食数)≒126,000円 合計:75,296,000円(必要見込額) ④児童、生徒及び保護者	R8.4	R9.3
6	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	教育施設等光熱水費高騰対策事業	①住民の用に供する学校をはじめとした教育施設等の光熱費高騰に係る財源として交付金を活用することで、安定した教育環境及び住民サービスを提供するもの。 ②教育施設等の光熱費 ③公立小学校及び公立中学校電気代 公立小学校及び公立中学校の電気代高騰額 令和8年度決算見込額155,313,997円-令和3年度実績額129,174,997円 =高騰見込額26,139,000円 うち交付金 16,457,000円 ④学校	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業	放課後児童クラブ光熱水費高騰対策事業	①住民の用に供する放課後児童クラブの光熱費高騰に係る財源として交付金を活用することで、安定した放課後児童クラブ環境及び住民サービスを提供するもの。 ②放課後児童クラブの光熱費 ③放課後児童クラブの電気代 R8年度電気代8,153,675円ーR3年度電気代6,621,652円＝1,532,023円 ④放課後児童クラブ	R8.4	R9.3
8	⑪推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業	保育施設光熱水費高騰対策事業 (公立施設分)	①住民の用に供する保育施設の光熱費高騰に係る財源として交付金を活用することで、安定した保育施設環境及び住民サービスを提供するもの。 ②公立保育施設の光熱費 ③公立保育施設の電気代 公立保育施設のR3年度平均光熱水費1,529,873円にR3→R7の平均上昇率19%を乗じ、1施設当たりの影響額を算定 1施設当たりの上昇額290,676円≒200,000円 200,000円×15施設＝3,000,000円 ④保育施設	R8.4	R9.3
9	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育施設光熱水費高騰対策事業 (私立施設分)	①住民の用に供する保育施設の光熱費高騰に係る財源として交付金を活用することで、安定した保育施設環境及び住民サービスを提供するもの。 ②私立保育施設の光熱費 ③私立保育施設の電気代 私立保育施設の電気代を積算するにあたり、公立保育施設のR3年度平均光熱水費1,529,873円にR3→R7の平均上昇率19%を乗じ、算定した1施設当たりの影響額である200,000円を基準として、以下の区分で補助金を支給する。 利用定員数による 50人未満 100,000円×8施設＝800,000円 50人～100人未満 200,000円×18施設＝3,600,000円 100人以上 250,000円×3施設＝750,000円 私立分合計 5,150,000円 ④保育施設事業者	R8.12	R9.3